

---

---

# 資料編

---

---

1. 品川区高齢者施策の取り組み	141
2. 住民基本台帳による地区別人口および高齢者数	149
3. 品川区高齢者一般調査結果	150
4. 品川区介護保険制度推進委員会	154
5. 地域包括支援センター運営協議会	158
6. 品川区介護認定審査会	159
7. 地域密着型サービス運営委員会	160
8. 特別養護老人ホーム入所調整基準	161
9. 品川区における介護保険と高齢者保健福祉サービス体系	162
10. 品川区在宅介護支援センター一覧	163
11. 介護保険制度担当組織	164
12. 介護保険制度担当組織の変遷	165
13. 品川区介護保険制度に関する条例（抜粋）	166



# 1. 品川区高齢者施策の取り組み

## (1) 品川区高齢者福祉施策の取り組み (元気な高齢者のための施策)

( ) 内は該当年度

年 代	国・都の動き	品川区の取り組み
1955 年 (昭和 30 年) ～1974 年 (昭和 49 年)	57(昭 32) 都) 老人クラブへの助成開始 58(昭 33) 都) 敬老金支給に関する条例施行  63(昭 38) ●老人福祉法の施行  69(昭 44) 都) 老人医療費の助成に関する条例施行  70(昭 45) ●国の高齢者人口 7%を超える 72(昭 47) ●老人医療費の無料化 (老人福祉法の改正) 74(昭 49) 都) 敬老乗車証制度の開始	58(昭 33) 初めての敬老会館開設 (ゆたか敬老会館) 59(昭 34) 2 館目の敬老会館開設 (南品川敬老会館、保育園併設) 60(昭 35) 品川区老人クラブ連合会の設立  65(昭 40) 都から福祉事務所移管 69(昭 44) 3 館目の敬老会館開設 (西五反田敬老会館、保育園併設)  72(昭 47) 敬老会館管理事務所を開設 (東品川敬老会館) 74(昭 49) 高齢者人口 7%を超える 74(昭 49) 厚生部に老人福祉課設置
1975 年 (昭和 50 年) ～1988 年 (昭和 63 年)	79(昭 54) 都) 老人パス交付条例施行   83(昭 58) ●老人保健法の施行  86(昭 61) ●高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行	75(昭 50) 区長公選、都から保健所移管 77(昭 52) 品川区高齢者事業団設立 78(昭 53) 品川区長期基本計画策定  80(昭 55) 社団法人シルバー人材センター品川区高齢者事業団と名称変更 80(昭 55) 都から荏原授産場移管 82(昭 57) 中延敬老会館開設 (区内 16 館目、成幸ホームに併設) 85(昭 60) 大井保健相談所の開設 86(昭 61) お年寄りと子どものふれあい事業 (ふれあい給食) の開始
1989 年 (平成元年) ～1999 年 (平成 11 年)	89(平元) ●高齢者保健福祉推進十か年戦略 (ゴールドプラン) 策定   94(平 6) ●新高齢者保健福祉推進十か年戦略 (新ゴールドプラン) 策定 94(平 6) ●地域保健法制定   99(平 11) ●今後五か年間の高齢者保健福祉施策の方向 (ゴールドプラン 21) 策定	89(平元) 第二次品川区長期基本計画策定 90(平 2) 「社団法人品川区シルバー人材センター」と名称変更 92(平 4) 初めて高齢者の人口が年少人口を上回る 92(平 4) 高齢者部の設置 92(平 4) 品川区高齢社会保健福祉総合計画 (いきいき計画 21) 策定 93(平 5) 第一回シルバー成年式の開催 (以後、毎年開催) 93(平 5) 教育委員会がシルバー大学を開設 94(平 6) 老人クラブから高齢者クラブに名称変更 94～95(平 6～7) 第二次品川区長期基本計画改定 95(平 7) 高齢者クラブの相互支援活動開始 95(平 7) 「しながわ出会いの湯」のモデル実施 (平 9 年～本格化) 96(平 8) 「しながわお休み石」のモデル設置 (平 10 年～本格化) 96(平 8) 敬老会館からシルバーセンターに名称変更 97(平 9) 荏原保健所改築、荏原健康センター併設 99(平 11) 荏原保健所を品川区保健所に、品川保健所を品川保健センター (品川健康センター併設) とする 99(平 11) 学校空き教室を活用した「山中いきいき広場」モデル実施

●は国の動き

( ) 内は該当年度

年 代	国・都の動き	品川区の取り組み
2000年 (平成12年) ～2006年 (平成18年)	02(平14) ●老人医療制度改正(老人医療対象年齢の引き上げ、一部負担の定率化) 02(平14) ●健康増進法成立  05(平17) ●介護保険法改正(予防重視型システムへの転換)  06(平18) ●改正介護保険法施行	00(平12) 第三次品川区長期基本計画策定 01(平13) 保健高齢事業部の設置 02(平14) 「高齢者社会参加プログラム」作成 02(平14) 総合的な就業支援サービス「サポしながわ」スタート 02(平14) 「区民健康づくりプラン品川」策定 02(平14) 「いきいき健康マーじゃん広場」実施 03(平15) 「ふれあい健康塾」のモデル実施(平16年～本格化) 04(平16) 福祉高齢事業部の設置 04(平16) 荏原いきいき倶楽部開設 04(平16) 「いきいき脳の健康教室」荏原会場実施 05(平17) 「いきいき脳の健康教室」3会場に拡大実施 05(平17) 「いきいき筋力向上トレーニング」実施 05(平17) 「シニアのための男の手料理教室」モデル実施(平18年～本格化) 05(平17) 荏原ほっと・サロン開設 06(平18) 「いきいき脳の健康教室」4会場に拡大実施 06(平18) (仮称)しながわシニアネット設立準備 06(平18) 西大井ほっと・サロン開設 06(平18) いきいきラボ関ヶ原開設
2007年 (平成19年) ～2011年 (平成23年)	08(平20) ●介護保険法改正  09(平21) ●改正介護保険法施行  11(平23) ●介護保険法改正	07(平19) 「わくわくクッキング」実施 07(平19) 団塊世代意識調査実施 07(平19) しながわシニアネットへの支援開始 07(平19) 「いきいき脳の健康教室」6会場に拡大実施 08(平20) 団塊世代の地域デビュー提案と活動リーダー育成実施 08(平20) 「いきいきうんどう教室」実施 08(平20) 「いきいき筋力向上トレーニング」総合コース実施 09(平21) 「いきいきうんどう教室」2会場に拡大実施 09(平21) 「健康やわら体操」2会場で実施 09(平21) 「わくわくクッキング」3会場に拡大実施 10(平22) 「わくわくクッキング」中延会場廃止 10(平22) 「いきいきうんどう教室」3会場に拡大実施 10(平22) 「健康やわら体操」3会場に拡大実施 10(平22) 「高齢者外出習慣化事業(食事処)」実施 11(平23) 「いきいき筋力向上トレーニング」6会場に拡大実施 11(平23) いきいき健康マーじゃん8会場に拡大実施 11(平23) 高齢者輪投げ大会開催開始 11(平23) 「高齢者外出習慣化事業(食事処)」2会場に拡大実施 11(平23) 相談コーナー「ちえぶくろ」実施
2012年 (平成24)～	14(平26) ●介護保険法改正	12(平24) 「わくわくクッキング」3会場に拡大実施 12(平24) 「いきいきうんどう教室」4会場に拡大実施 12(平24) いきいき筋力向上トレーニング「総合コース」24年度をもって廃止 13(平25) 「健康やわら体操」4会場に拡大実施 13(平25) 「わくわくクッキング」4会場に拡大実施 13(平25) 高齢者外出習慣化事業(食事処)3会場に拡大実施

●は国の動き

(2) 品川区高齢者福祉施策の取り組み

( ) 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
1974年 (昭和49年) ～1988年 (昭和63年)	<p><b>第一次長期基本計画</b> ～区内に特別養護老人ホーム(在宅サービスセンター併設)を～</p> <p>74(昭49)品川区高齢者人口7%を超える 74(昭49)厚生部に老人福祉課設置 78(昭53)品川区長期基本計画策定</p>	<p>80～82(昭55～57)社会福祉法人三徳会により区内初の特別養護老人ホーム「成幸ホーム」および在宅サービスセンター開設</p> <p>79～83(昭54～58)社会福祉法人品川総合福祉センターを設立し、特別養護老人ホーム「かえで荘」および在宅サービスセンター、障害者施設との複合施設開設</p> <p>84～90(昭59～平2)社会福祉法人福栄会を設立し、特別養護老人ホーム「晴楓ホーム」および在宅サービスセンター、軽費老人ホーム「東海ホーム」、障害者施設との複合施設開設</p>	<p>88(昭63)区内初の高齢者借り上げ住宅「カガミハイツ」(12戸)開設</p>	
1989年 (平成元年) ～1995年 (平成7年)	<p><b>第二次長期基本計画</b> ～在宅サービスセンター等を併設した6つの特別養護老人ホームを区内にバランスよく配置を～</p> <p>89(平元)●高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)策定 89(平元) 第二次品川区長期基本計画策定 89(平元) 荏原地区に3つの特別養護老人ホーム(在宅サービスセンター、在宅介護支援センター併設)の拠点施設整備計画策定 90(平2)●社会福祉関係8法(老人福祉法、老人保健法等)改正</p> <p>92(平4)組織改正で高齢者部を設置 92(平4)高齢者人口が年少人口を上回る 92(平4)品川区高齢社会保健福祉総合計画(いきいき計画21)策定</p>	<p>90(平2)松崎有料老人ホーム構想 91(平3)八潮わかくさ荘(40戸)開設 91(平3)パレスガル(50戸)開設</p> <p>92(平4)メゾン琴秋(13戸)開設</p> <p>92(平4)東品川わかくさ荘(50戸)開設</p> <p>93(平5)大井倉田わかくさ荘(80戸)開設</p> <p>93(平5)区立戸越台特別養護老人ホーム建設着工</p> <p>94(平6)区立荏原特別養護老人ホーム建設着工</p> <p>95(平7)区立中延特別養護老人ホーム建設着工</p>	<p>89(平元)学校給食の配食サービス開始</p> <p>90(平2)三徳会に初の在宅介護支援センター設置・ホームヘルパーの配置</p> <p>92(平4)社会福祉協議会の「さわやかサービス」開始</p> <p>92(平4)八潮在宅サービスセンター開設</p> <p>93(平5)区内初の医師会立訪問看護ステーション開設(品川区医師会)</p> <p>93(平5)東品川在宅介護支援センターの開設、介護型ホームヘルプチームの本格的配置(高齢者や障害者にやさしい住宅モデルルーム併設)</p>	

●は国の動き

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
1993年 (平成5年) ～1999年 (平成11年)	品川区高齢社会保健福祉総合計画(いきいき計画21) ～保健福祉施策の総合的展開と在宅支援体制の強化を～ 第二次長期基本計画の改定 ～在宅拠点施設としての老人保健施設等の在宅介護支援体制の整備、新たな「住まい」として「有料老人ホーム」を整備～			
		94(平6)大井在宅介護支援センター、在宅サービスセンター開設		93～95(平5～7)在宅介護支援センターを中心とした在宅介護支援システム(ケアマネジメント)の検討・「マニュアル」の作成
	94(平6)●新ゴールドプラン策定 94(平6)区の高齢者人口14%を超える		94(平6)グレースマンション(12戸)開設	
	94～95(平6～7)第二次品川区長期基本計画改定		94～95(平6～7)品川区における「有料老人ホーム」構想作成	
		95(平7)南大井複合施設の基本構想策定 (老人保健施設、高齢期の安心の住まい＝「有料老人ホーム」等)		95(平7)東品川在宅介護支援センターを拠点に24時間ホームヘルプサービスモデル実施
		95(平7)社会福祉協議会による品川介護福祉専門学校開校		95(平7)八ッ山保育園ふれあいデイホームモデル実施
		95(平7)大崎在宅介護支援センター、在宅サービスセンター開設		95(平7)ふれあいサポート計画策定(社会福祉協議会)
		96(平8)区立戸越台特別養護老人ホーム開設 (在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)		96(平8)医師会立荏原訪問看護ステーション開設(荏原医師会)
	96(平8)●老人保健福祉審議会「公的介護保険」答申		96(平8)アツミマンション(10戸)開設	96～98(平8～10)要介護認定モデル事業実施
	97(平9)●介護保険法成立	97(平9)区立荏原特別養護老人ホーム開設 (在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)		97(平9)八潮在宅介護支援センター開設
		97(平9)社会福祉法人さくら会を設立(南大井複合施設の建設準備)		97(平9)五反田保育園ふれあいデイホーム開設
		98(平10)区立中延特別養護老人ホーム開設 (在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)		97(平9)「品川区における総合的な認知症高齢者ケア体制の構築に向けて」の検討・報告
		98(平10)在宅サービスセンター「小山の家」・在宅介護支援センター開設		98(平10)生協によるデイサービスセンター「陽だまり」開設
			99(平11)ケアホーム構想に基づき基本設計に入る(荏原市場跡地)	99(平11)上大崎、台場、南大井在宅介護支援センター開設
		99(平11)在宅サービスセンター「月見橋の家」計画・設計	99(平11)バンブーガーデン(13戸)開設	西大井在宅介護支援センターを合わせ、13地区体制の整備
	98～99(平10～11)品川区介護保険事業計画策定			99(平11)準備要介護認定実施
	99(平11)●ゴールドプラン21策定			99(平11)特別養護老人ホーム入所調整会議のモデル実施

●は国の動き

( ) 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2000年 (平成12年) ～2002年 (平成14年)  【第一期】	品川区介護保険事業計画の策定 ～介護保険制度への円滑な移行～ 品川区高齢社会保健福祉計画の改定 第三次長期基本計画の策定 ～コミュニティサポート（住民相互の支えあい）の再構築と高齢期の住まいと生活の多様性の確保を～			
	00(平12) ●介護保険法施行 00(平12) 品川区介護保険制度推進委員会の設置 00(平12) ●社会福祉法施行(社会福祉事業法の改正) 00(平12) ●成年後見制度施行	00(平12) 老人保健施設「ケアセンター南大井」、高齢者の安心の住まい「さくらハイツ南大井」等の南大井複合施設開設 00(平12) 西大井に社会福祉法人春光福祉会による特別養護老人ホーム「ロイヤルサニー」(在宅介護支援センター、在宅サービスセンター併設)開設	00(平12) オーク中延(9戸)開設	00(平12) 品川区介護サービス向上委員会設置 00(平12) 特別養護老人ホーム入所調整会議の設置
	99～00(平11～12) 第三次品川区長期基本計画策定 01(平13) 組織改正により保健高齢事業部設置	01(平13) 在宅サービスセンター「月見橋の家」開設	01(平13) 中延第二、戸越台第二、南大井第二、上大崎第二在宅介護支援センター開設	
	01～02(平13～14) 「区民健康づくりプラン品川」策定 02(平14) ●健康増進法成立 02(平14) 「品川区地域福祉計画」策定 02(平14) 「いきいき計画21」改定 (品川区高齢社会保健福祉総合計画・第二期品川区介護保険事業計画)		02(平14) 東品川第二、西大井第二在宅介護支援センター開設 02(平14) 品川福祉カレッジ開設 02(平14) 品川成年後見センター開設	
2003年 (平成15年) ～2005年 (平成17年)  【第二期】	「いきいき計画21」(品川区高齢社会保健福祉総合計画・第二期品川区介護保険事業計画)の改定 ～介護保険制度の定着～ 品川区地域福祉計画の策定			
	03(平15) ●高齢者介護研究会報告書「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」	03(平15) 「グループホーム温々」開設		03(平15) 市町村特別給付「身近でリハビリ」「水中運動」実施 03(平15) 介護・障害者福祉サービス向上委員会に組織を改正 03(平15) 高齢者筋力向上トレーニング事業、ふれあい健康塾、モデル実施(平16～本格化)
	04(平16) 組織改正により福祉高齢事業部設置	04(平16) 「ケアホーム西五反田」「さくらハイツ西五反田」等高齢者複合施設を開設	04(平16) いきいき脳の健康教室実施	
	05(平17) ●介護保険法改正 05(平17) ●障害者自立支援法成立	05(平17) 「グループホームロイヤル西大井」開設	05(平17) 品川福祉カレッジ「認知症専門コース」開設 05(平17) 介護予防システムの検討「マニュアル」の作成	
	05(平17) 第三期品川区介護保険事業計画の改定			

●は国の動き

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2006年 (平成18年) ～2008年 (平成20年)	「いきいき計画21」(品川区高齢社会保健福祉総合計画・第三期品川区介護保険事業計画)の改定 ～介護予防の充実～			
【第三期】	06(平18) ●改正介護保険法施行 (新予防給付・地域密着型サービス創設)			06(平18) 介護予防事業実施 ・身近でトレーニング ・マシンでトレーニング ・水中トレーニング ・予防ミニデイ ・いきいき脳の健康教室 ほか
	06(平18) ●介護サービス情報の公表制度開始			
	06(平18) 特別養護老人ホーム等の施設を管理委託制度から指定管理者制度へ移行			
	06(平18) ●障害者自立支援法施行			
		06(平18) 地域密着型特定施設 ファミリアガーデン品川開設		
	07(平19) 品川福祉カレッジ「社会福祉士養成課程」開設			
	07(平19) 福祉有償運送運営協議会 おでかけ移送サービス開始			07(平19) 介護予防事業として新たに「わくわくクッキング」開始
	07(平19) 認知症サポーター養成事業開始			
	07(平19) 団塊世代調査・高齢者一般調査の実施			
	07(平19) 地域密着型サービスの指導検査の計画的実施			
		07(平19) 旧亀田邸跡地にグループホーム小山・小規模多機能型居宅介護小山倶楽部開設		07(平19) 認知症対応型通所介護成幸在宅サービスセンター サービス開始
		07(平19) グループホームミモザ品川八潮開設		07(平19) 認知症対応型通所介護ミモザ品川八潮開設
	07(平19) ●介護給付適正化計画策定			
	07(平19) 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画改定			
	08(平20) 品川区基本構想策定			
	08(平20) 地域貢献ポイント事業開始			
	08(平20) 都 医療費適正化計画策定			
		08(平20) グループロイヤル中延・小規模多機能型居宅介護ロイヤル延々開設		08(平20) 特養ホームの屋上を活用した介護予防事業「いきいきょうんどう教室」開始
		09(平21) 原小学校改修 高齢者施設・保育園整備 ケアホーム西大井こうほうえん開設		
		09(平21) 旧都南病院跡地に地域密着型サービス施設・保育園を開設 グループホーム東大井 小規模多機能型居宅介護 東大井倶楽部 地域密着型ケアハウス ケアホーム東大井		

●は国の動き



( ) 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2009年 (平成21年) ～2011年 (平成23年)	<p><b>第四期品川区介護保険事業計画「いきいき計画21」の改定</b> ～地域で支えるしくみの充実～</p>			
<b>【第四期】</b>	<p>09(平21)●改正介護保険法施行(介護従事者処遇改善等のための介護報酬3%増額改定) 品川区介護従事者処遇改善基金条例制定</p> <p>09(平21)長期基本計画策定</p> <p>09(平21)組織改正により健康福祉事業部・高齢者福祉課に名称変更</p>	<p>09(平21)小規模多機能型居宅介護 ほほえみサロン 品川宿開設</p>		<p>09(平21)市町村特別給付(要 支援者夜間対応サ ービス、通院等外出 介助サービス、地域 密着型ケアハウス サービス)実施</p> <p>10(平22)小山台在宅介護支 援センター開設</p> <p>10(平22)サービス評価・向 上に関する機能 を介護・障害者福 祉サービス向上 委員会から介護 保険制度推進委 員会の下部組織 としてモニタリ ング等調査部会 に移行</p> <p>10(平22)国のモデル事業と して24時間対応 の定期巡回・随時 対応サービス事 業を実施(平成 23年度について も継続実施)</p> <p>11(平23)認知症対応型通所介 護 くおりあ開設</p>
	<p>10(平22)品川第二地区において支え愛・ほっとステーション事業をモデル実施</p>			
	<p>11(平23)第2期品川区地域福祉計画策定</p>	<p>11(平23)八潮南特別養護老人ホーム グループホーム 八潮南開設</p>		
	<p>11(平23)荏原第二地区において支え愛・ほっとステーション事業をモデル実施</p>			
	<p>11(平23)●「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革本部決定)</p>	<p>11(平23)小規模多機能型居宅介護 ぶらりす開設</p>	<p>11(平23)民間との連携に よる高齢者住宅 (高齢者優良賃貸 住宅)コムニカ開 設</p>	

●は国の動き

( ) 内は該当年度

年 代	国や東京都、品川区の動き	拠点施設の整備	高齢者住宅の整備	在宅サービスの整備
2012年 (平成24年) ～2014年 (平成26年)	<b>第五期品川区介護保険事業計画「いきいき計画21」の改定</b> ～システムと地域で在宅生活を支える～			
<b>【第五期】</b>	<p>12(平24) ●改正介護保険法施行(新サービスの創設、保険料の上昇緩和のための財政安定化基金の取り崩し、処遇改善交付金の介護報酬化、在宅・施設で1.2%増額改定)</p> <p>12(平24) ●社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正施行(介護福祉士や研修を受けた介護職員によるたんの吸引等の実施)</p> <p>12(平24) ●キャリア段位制度開始</p>	<p>12(平24) サービス付き高齢者向け住宅 区立大井林町 高齢者住宅開設</p> <p>12(平24) グループホーム あいびーの家ふたば開設</p> <p>12(平24) 小規模多機能型居宅介護 大井林町倶楽部開設</p> <p>13(平25) 小規模多機能型居宅介護 おもてなし開設</p> <p>13(平25) グループホーム きらら品川荏原開設</p> <p>13(平25) 小規模多機能型居宅介護 けめともの家・品川八潮開設</p>	<p>12(平24) サービス付き高齢者向け住宅 区立大井林町 高齢者住宅開設</p>	<p>12(平24) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の地域連携によるサービス提供開始</p>
	<p>13(平25) ●社会保障・税一体改革及び社会保障制度改革国民会議の報告書に基づく介護保険制度改革の推進</p> <p>13(平25) ●「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」(平成25年度～29年度)の推進</p> <p>13(平25) 品川区地域医療連携会議設置</p> <p>13(平25) 民間企業と連携した高齢者地域見守りネットワーク事業に関する協定締結</p>			
	<p>14(平26) ●消費税増税(5%→8%)。消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設</p> <p>14(平26) ●地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律公布(医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行、介護保険法関係は地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を推進)</p> <p>14(平26) 長期基本計画改訂</p>	<p>14(平26) グループホーム あんしんケアホーム小山開設</p> <p>14(平26) 杜松小学校跡地に地域密着型サービス施設を開設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杜松特別養護老人ホーム(区内初の地域密着型)</li> <li>・グループホーム杜松</li> <li>・小規模多機能型居宅介護 杜松倶楽部</li> </ul> <p>14(平26) グループホーム carna 五反田・小規模多機能ホーム carna 五反田・サービス付き高齢者住宅 carna 五反田開設</p>		<p>14(平26) 認知症対応型通所介護 大崎在宅サービスセンター開設</p>
2015年 (平成27年) ～	<b>15(平27)第六期品川区介護保険事業計画「いきいき計画21」の改定</b> ～地域包括ケアシステムの拡充～			
<b>【第六期】</b>	<p>15(平27) しながわ健康プラン21の策定</p> <p>15(平27) 品川区障害者計画・障害福祉計画策定</p> <p>15(平27) 組織改正により福祉部・高齢者福祉課に名称変更</p> <p>15(平27) ●改正介護保険法施行(全体で-2.27%の介護報酬改定)</p>			<p>15(平27) 介護予防・日常生活支援総合事業開始</p>

●は国の動き

## 2. 住民基本台帳による地区別人口および高齢者数 (各年1月1日現在)

(単位：人)

	H12			H15			H18		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	317,516	53,732	16.9%	323,919	58,834	18.2%	334,470	62,764	18.8%
品川 品川第1	54,060	8,676	16.0%	55,290	9,750	17.6%	58,945	10,693	18.1%
品川第2									
大崎 大崎第1	40,982	6,818	16.6%	44,237	7,553	17.1%	47,898	8,230	17.2%
大崎第2									
大井 大井第1	78,317	12,625	16.1%	79,886	13,828	17.3%	83,532	14,871	17.8%
大井第2									
大井第3									
荏原 荏原第1	129,126	24,142	18.7%	130,178	25,864	19.9%	130,642	26,794	20.5%
荏原第2									
荏原第3									
荏原第4									
荏原第5									
八潮	15,031	1,471	9.8%	14,328	1,839	12.8%	13,453	2,176	16.2%

	H21			H24		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	345,413	68,018	19.7%	353,502	70,748	20.0%
品川 品川第1	23,248	4,942	21.3%	23,988	5,198	21.7%
品川第2						
大崎 大崎第1	40,689	6,998	17.2%	43,544	7,352	16.9%
大崎第2						
大井 大井第1	43,172	7,544	17.5%	44,022	8,005	18.2%
大井第2						
大井第3						
荏原 荏原第1	28,608	5,348	18.7%	28,780	5,446	18.9%
荏原第2						
荏原第3						
荏原第4						
荏原第5						
八潮	12,862	2,623	20.4%	12,393	2,977	24.0%

	H25			H26			H27		
	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率	総人口	高齢者数	高齢化率
区全体	366,584	74,021	20.2%	368,761	76,153	20.7%	372,077	78,285	21.0%
品川 品川第1	25,242	5,499	21.8%	25,507	5,721	22.4%	25,832	5,921	22.9%
品川第2									
大崎 大崎第1	46,657	7,652	16.4%	47,201	7,858	16.6%	47,995	8,123	16.9%
大崎第2									
大井 大井第1	45,948	8,490	18.5%	46,763	8,779	18.8%	48,271	9,089	18.8%
大井第2									
大井第3									
荏原 荏原第1	29,469	5,696	19.3%	29,419	5,834	19.8%	29,325	5,978	20.4%
荏原第2									
荏原第3									
荏原第4									
荏原第5									
八潮	12,739	3,252	25.5%	12,548	3,507	27.9%	12,342	3,710	30.1%

### 3. 品川区高齢者一般調査結果

#### (1) 調査の実施概要

目的：地域包括ケアシステムを構築していくための基礎データを収集する。

対象者：区内 70 歳以上のひとり暮らし高齢者 6,000 人

実施時期：平成 22 年 3 月

有効回答数：3,169 件（回収率 52.8%）

調査項目：

- ・属性（年齢、性別、住まい）
- ・身体状況（要介護認定の有無、通院の状況、往診の可能性、介助や介護の必要性、日常生活における不自由の有無、6 ヶ月間における 2～3kg の体重減少の有無）
- ・社会参加、外出の状況（一人で外出ができるか、仕事の有無、買い物の頻度、散歩・趣味・つきあい等の頻度）
- ・日常生活の状況（食事の用意の状況、預貯金の出し入れの状況）
- ・緊急時の連絡先、駆けつけまでの所要時間
- ・1 年後の現在の住まいについての居住継続の意向
- ・地域による支援の希望の有無、希望する場合の支援（日常的な生活の支援、緊急時や困った時の支援、介護や医療による支援）
- ・介護保険料とサービスの水準についての考え

#### (2) 調査結果

ここでは、本編第 2 章に掲載できなかった調査結果について、全体とクロス集計（74 歳以下、75 歳以上）で掲載しています。

\*年齢不明の回答があるため、74 歳以下と 75 歳以上の回答の合計は、全体の数値と一致しません。

#### ■ 調査の記入者

（調査数は人、その他は%）

	調査数	合計	宛名の本人	本人以外	無回答
全 体	3,169	100.0	89.3	7.6	3.1
74歳以下	426	100.0	93.7	1.9	4.5
75歳以上	2,731	100.0	88.9	8.5	2.6

#### ■ 年齢

（調査数は人、その他は%）

	調査数	合計	74歳以下	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	無回答
全 体	3,169	100.0	13.4	32.9	30.3	17.0	6.0	0.4
74歳以下	426	100.0	100.0	-	-	-	-	-
75歳以上	2,731	100.0	-	38.2	35.1	19.7	7.0	-

#### ■ 性別

（調査数は人、その他は%）

	調査数	合計	男性	女性	無回答
全 体	3,169	100.0	16.5	79.2	4.3
74歳以下	426	100.0	20.9	74.4	4.7
75歳以上	2,731	100.0	15.9	80.1	4.0

■定期的な治療の有無

(調査数は人、その他は%)

	調査数	合計	通院している	往診を受けている	受けていない	無回答
全 体	3,137	100.0	76.8	3.9	15.2	4.1
74歳以下	423	100.0	71.6	2.1	22.2	4.0
75歳以上	2,707	100.0	77.6	4.1	14.1	4.1

■通院回数

(調査数は人、その他は%)

	調査数	合計	週5～7日	週2～4日	週1日	週1日未満	無回答
全 体	2,408	100.0	3.4	14.7	12.5	56.1	13.3
74歳以下	303	100.0	3.6	13.5	9.2	63.0	10.6
75歳以上	2,100	100.0	3.4	14.8	12.9	55.2	13.7

■現在の通院先の往診の可能性

(調査数は人、その他は%)

	調査数	合計	してくれると思う	してくれないと思う	わからない	無回答
全 体	2,408	100.0	20.9	37.2	35.1	6.8
74歳以下	303	100.0	16.8	44.9	32.0	6.3
75歳以上	2,100	100.0	21.4	36.1	35.5	6.9

■日常生活における介護の必要性

(調査数は人、その他は%)

	調査数	合計	現在、何らかの介護を受けている	何らかの介助や介護は必要だが、現在は受けていない	介護・介助は必要ない	無回答
全 体	3,137	100.0	15.8	12.7	61.9	9.6
74歳以下	423	100.0	3.8	9.5	78.7	8.0
75歳以上	2,707	100.0	17.7	13.1	59.4	9.8

■一人での外出の可否

(調査数は人、その他は%)

	調査数	合計	自分ができる	不自由だができる	介護・介助を受けている	無回答
全 体	3,137	100.0	73.5	12.4	9.1	5.0
74歳以下	423	100.0	87.5	6.6	2.1	3.8
75歳以上	2,707	100.0	71.5	13.2	10.2	5.1

■日常生活において不自由を感じる事（複数回答）

（調査数は人、その他は%）

	調査数	合計	人との会話や電話を聞きとりにくいと感じる	づらい 年金や介護保険の通知などの文字が小さくて読みづらい	難しく感じられる 区役所や病院などの窓口で書類を記入することが	まわりの人から「何度も同じことを聞く」といわれる	今日が何月何日かわからないことがある	5分前が思い出せないことがある	その日の活動を自分で判断できず、他人から合図や見守りをしてもらうことがある	無回答
全 体	3,137	100.0	23.6	20.6	23.8	8.9	14.8	11.7	4.2	50.9
74歳以下	423	100.0	14.9	11.1	12.3	3.3	9.0	6.6	0.9	65.0
75歳以上	2,707	100.0	25.0	22.0	25.5	9.8	15.7	12.4	4.7	48.8

■6か月での2～3 kg以上の体重減少の有無

（調査数は人、その他は%）

	調査数	合計	はい	いいえ	無回答
全 体	3,137	100.0	13.3	76.7	10.0
74歳以下	423	100.0	11.6	84.2	4.3
75歳以上	2,707	100.0	13.5	75.7	10.8

■収入を得られる仕事の有無

（調査数は人、その他は%）

	調査数	合計	している	していない	無回答
全 体	3,137	100.0	13.1	82.6	4.3
74歳以下	423	100.0	19.1	76.4	4.5
75歳以上	2,707	100.0	12.2	83.6	4.2

■買い物の頻度

（調査数は人、その他は%）

	調査数	合計	週5～7日	週2～4日	週1日	していない	無回答
全 体	3,137	100.0	22.7	49.7	14.2	8.6	4.7
74歳以下	423	100.0	27.9	55.1	12.5	1.4	3.1
75歳以上	2,707	100.0	21.9	48.9	14.4	9.8	5.0

■仕事、散歩、趣味、つきあい等の外出の頻度

（調査数は人、その他は%）

	調査数	合計	週5～7日	週2～4日	週1日	していない	無回答
全 体	3,137	100.0	27.0	38.0	13.9	16.2	5.0
74歳以下	423	100.0	34.3	44.4	10.9	7.3	3.1
75歳以上	2,707	100.0	25.8	37.0	14.4	17.5	5.3

■食事の用意の状況

（調査数は人、その他は%）

	調査数	合計	自分でしている	一部人にやってもらっている	おおむね人にやってもらっている	無回答
全 体	3,137	100.0	75.4	11.6	9.8	3.2
74歳以下	423	100.0	87.2	7.8	2.8	2.1
75歳以上	2,707	100.0	73.6	12.2	10.9	3.3

■預貯金の出し入れや請求書の支払いの状況

(調査数は人、その他は%)

	調査数	合計	自分でしている	一部人にや ってもらって いる	おおむね人 にやってもら っている	無回答
全 体	3,137	100.0	83.4	5.4	8.3	2.9
74歳以下	423	100.0	96.2	1.2	0.9	1.7
75歳以上	2,707	100.0	81.5	6.1	9.4	3.1

■緊急時の連絡先（複数回答）

(調査数は人、その他は%)

	調査 数	合計	子ど も、孫	その 他の 親族	隣近 所の 人、 友人	民生委 員やか かりつ け医	在宅介護 支援セン ター・地域 包括支援 センター	契約して いる民間 の緊急通 報サービ ス	その 他	特に連 絡する 相手 はいな い	無回 答
全 体	3,137	100.0	52.5	32.5	23.5	11.5	5.3	3.1	1.9	3.8	4.1
74歳以下	423	100.0	44.4	40.4	27.0	8.0	3.1	1.4	1.2	6.6	2.8
75歳以上	2,707	100.0	53.8	31.3	23.0	12.0	5.6	3.4	2.0	3.3	4.2

■必要とする介護や医療による支援（複数回答）

(調査数は人、その他は%)

	調査数	合計	リハビリテ ーション、 介護予防、 訪問看護	介護保険によ るホームヘル プ、デイサービ ス、ショートス テイ	24時間、必要 に応じてヘル パーや訪問看 護師が来てく れる	24時間、必要 に応じて医師 が往診してく れる	無回答
全 体	2,258	100.0	19.9	24.8	18.5	17.4	45.0
74歳以下	296	100.0	21.6	19.9	19.9	16.6	47.6
75歳以上	1,960	100.0	19.7	25.6	18.2	17.6	44.6

■サービスの水準と保険料についての考え

(調査数は人、その他は%)

	調査数	合計	保険料が高く ても、介護サー ビスが充実して いるほうがよい	介護サービスを 多少おさえても、 保険料は安いほ うがよい	わからない	無回答
全 体	3,137	100.0	37.4	22.9	31.1	8.6
74歳以下	423	100.0	32.4	26.7	33.1	7.8
75歳以上	2,707	100.0	38.2	22.3	30.8	8.8

## 4. 品川区介護保険制度推進委員会

### (1) 設置および運営

＜設置根拠＞ 品川区介護保険制度に関する条例 第10条

品川区介護保険に関する条例施行規則 第4条

介護保険事業の実施状況を把握して、その評価を行うことにより事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑で公正な運営を図るため、区長の附属機関として「品川区介護保険制度推進委員会」を設置します。

#### ① 所掌事項

介護保険事業計画およびその他介護保険制度にかかる施策について審議します。

＜審議事項＞

- ・介護保険事業の収支状況
- ・介護サービスの利用状況と介護サービス基盤の整備状況
- ・その他介護保険事業計画の円滑な推進のために必要な事項

＜諮問事項＞

- ・条例第11条に関する事項（在宅サービスの種類支給限度基準額）
- ・条例第12条に関する事項（市町村特別給付）
- ・条例第12条の2に関する事項（保健福祉事業）

#### ② 委員構成 20名以内（第五期は19名）

学識経験者等 1名、被保険者代表 9名、事業者代表 9名で構成

#### ③ 委員の任期 3年

### (2) 委員名簿（第五期：任期 平成24年7月1日～27年6月30日）

学識 経験者	委員長	藤井 賢一郎	上智大学 総合人間科学部 准教授
被保険者 代表	委員	高林 正敏（24,25年度） 近江 清光（26年度～）	品川区区政協力委員会協議会会長
		石川 政則	民生委員協議会（品川第一地区民生委員協議会会長）
		松崎 一雄	品川区高齢者クラブ連合会会長
		島崎 妙子	品川区重症心身障害児（者）を守る会会長
		伊井 晴子	品川区商店街連合会女性部長（南品川商店街）
		沖永 洋一 竹内 久乃 浅賀 はるみ 入江 豊喜子	公募委員
事業者 代表	委員	吉田 三夫（24年度） 小路 良（25年度～）	品川区医師会会長
		白岩 照男（24年度） 中村 兼一（25年度～）	荏原医師会会長
		斎藤 一人（24年度） 家田 隆弘（25年度～）	東京都品川歯科医師会会長
		川城 一夫（24～26年11月） 加藤 肇（26年12月～）	品川薬剤師会会長
		行方 政博	品川区柔道接骨師会会長
		内野 京子	社会福祉法人 三徳会理事
		古川 良則	社会福祉法人 さくら会常務理事
		水谷 和美	社団法人かながわ福祉サービス振興会 副理事長
		大竹 容子	株式会社ケアサークル恵愛 代表取締役



(3) 検討経過

		検 討 内 容
24年度	第1回 (7/18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の運営について</li> <li>・第五期品川区介護保険事業計画について</li> <li>・平成23年度品川区介護保険制度の運営状況について</li> </ul>
	第2回 (11/30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムについて</li> <li>・モニタリング等調査部会委員選出について</li> <li>・委員向け勉強会の開催について</li> </ul>
	第3回 (3/25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度予算案について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会について</li> <li>・介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会の開催状況について</li> </ul>
25年度	第4回 (7/23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度品川区介護保険制度の運営状況について</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護について</li> <li>・要介護度改善ケア奨励事業について</li> </ul>
	第5回 (3/27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度予算案について</li> <li>・平成27年度介護保険制度改正について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会について</li> </ul>
26年度	第6回 (7/25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度品川区介護保険制度の運営状況について</li> <li>・第六期品川区介護保険事業計画の策定に向けて</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会について</li> </ul>
	第7回 (10/30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第六期品川区介護保険事業計画の策定に向けて</li> <li>・第六期および平成32、37年の各種推計値について</li> <li>・「しながわ健康プラン21」の概要について</li> </ul>
	第8回 (12/24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第六期品川区介護保険事業計画骨子案について</li> <li>・介護予防・生活支援サービス事業の実施について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会について</li> </ul>
	第9回 (3/25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第六期品川区介護保険事業計画（案）について</li> <li>・平成27年度予算案について</li> <li>・地域密着型サービス運営委員会について</li> </ul>

(4) モニタリング等調査部会について

<設置趣旨>

介護サービスの評価・質の向上の取り組みについては、介護保険制度創設時（平成 12 年 4 月）から、「介護サービス向上委員会」を設置し、利用者への良質なサービス提供と事業者の育成支援のため、品川区独自のサービス評価を実施してきました。平成 22 年度に、その機能を介護保険制度全般の進行管理組織である品川区介護保険制度推進委員会へ移行し、引き続き介護サービスの評価・質の向上の取り組みについて検討するため、品川区介護保険制度推進委員会の下部組織として「品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会」を設置しました。

<設置根拠> 品川区介護保険制度推進委員会モニタリング等調査部会設置要綱

<組 織> 部会は、専門委員 4 名で組織し、品川区介護保険制度推進委員会委員および区民のうちから区長が委嘱します。

<所掌事項>

- ・介護サービスに関する苦情への対応状況の確認。
- ・介護サービスの改善に必要な指導・助言。
- ・介護サービス評価・向上のしくみの調査・研究。
- ・その他介護サービスの質の向上に必要な事項の検討を行うこと。

<任 期> 3 年間（再任可）

<委員構成>（任期 平成 24 年 11 月 30 日～27 年 6 月 30 日）

制度推進 委員会委員	水谷 和美	事業者代表 社団法人かながわ福祉サービス振興会 副理事長
	入江 豊喜子	被保険者代表 公募委員
区 長 が 指定する者	巻山 鞆彦	品川区民生委員協議会（大井第二地区会長） 元品川区介護・障害者福祉サービス向上委員会委員
	柴原 弘子	消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー 元品川区介護・障害者福祉サービス向上委員会委員

<検討経過>

		検 討 内 容
24年度	第1回 (1/16)	・介護保険に関する苦情の処理状況について（24年4月～12月） ・23年度モニタリングアンケート調査結果および 24年度の速報値について
25年度	第1回 (8/6)	・介護保険に関する苦情の処理状況について（25年1月～6月） ・24年度モニタリングアンケートの調査結果について
	第2回 (2/12)	・介護保険に関する苦情の処理状況について（25年7月～12月） ・25年度モニタリングアンケートの速報値について
26年度	第1回 (8/5)	・介護保険に関する苦情の処理状況について（26年1月～6月） ・25年度モニタリングアンケートの調査結果について
	第2回 (2/4)	・介護保険に関する苦情の処理状況について（26年7月～12月） ・26年度モニタリングアンケートの速報値について

< 苦情の状況 >

① 苦情内容別

(単位:件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(4月～2月)	
要介護認定	5	6	1	1	0	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0.0%
サービス	66	41	32	34	30	16	17	22	18	18	26	18	19	23	9	90.0%
在宅	46	34	30	34	28	15	17	18	14	15	23	10	14	14	5	50.0%
施設	20	7	2	0	1	0	0	3	4	3	3	7	3	6	3	30.0%
その他	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	2	3	1	10.0%
行政の対応	4	2	7	4	2	1	0	3	0	0	1	1	0	1	0	0.0%
制度上の問題	0	16	30	9	0	3	2	4	0	1	0	0	0	0	1	10.0%
その他	0	1	0	2	2	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	75	66	70	50	34	23	24	33	18	19	27	19	20	24	10	100.0%

② 申立人別

(単位:人)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(4月～2月)	
本人	27	23	35	22	4	1	3	7	4	1	1	1	0	4	1	10.0%
介護者(家族)	41	35	26	24	24	17	17	22	12	15	23	17	16	17	7	70.0%
事業者	4	2	3	1	2	3	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0.0%
ケアマネジャー	—	—	—	—	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	3	6	6	3	4	2	3	3	1	3	3	1	3	2	2	20.0%
合計	75	66	70	50	34	23	24	33	18	19	27	19	20	24	10	100.0%

③ 申立方法別

(単位:件)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(4月～2月)	
電話	17	53	54	30	26	18	16	21	11	14	19	12	16	18	7	70.0%
来所	51	7	8	9	2	1	5	9	4	2	6	6	4	4	1	10.0%
その他(文書等)	7	6	8	11	6	4	3	3	3	3	2	1	0	2	2	20.0%
合計	75	66	70	50	34	23	24	33	18	19	27	19	20	24	10	100.0%

## 5. 地域包括支援センター運営協議会

### (1) 設置根拠

介護保険法 第115条の39

介護保険法施行規則 第140条の57

地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年3月制定）

### (2) 協議事項

①地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関する次に掲げる事項の承認

- ・センターの担当する圏域の設定
- ・センターの設置、変更および廃止ならびにセンターの業務の法人への委託またはセンターの業務を委託された法人の変更
- ・センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- ・センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- ・その他委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

②センターの運営の公正性および中立性に関する評価

③その他センターの運営について必要と認められる事項

### (3) 委員構成

地域包括支援センター運営協議会における審議事項は、介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るものであり、他の介護保険制度の施策とともに品川区介護保険制度推進委員会にて審議することが適当です。そのため、地域包括支援センター運営協議会は、品川区介護保険制度推進委員会がこれを兼ねます。

### (4) 検討経過

		検 討 内 容
24年度	第13回 (7/18)	・23年度介護予防プラン作成、介護予防事業の実施状況について
	第14回 (3/25)	・25年度予防支援事業の委託について
25年度	第15回 (7/23)	・24年度介護予防プラン作成、介護予防事業の実施状況について
	第16回 (3/27)	・26年度予防支援事業の委託について
26年度	第17回 (7/25)	・25年度介護予防プラン作成、介護予防事業の実施状況について
	第18回 (3/25)	・27年度予防支援事業の委託について

## 6. 品川区介護認定審査会

### (1) 設置根拠

- ・介護保険法 第14—17条、介護保険法施行令第5—10条
- ・品川区介護保険制度に関する条例 第9条
- ・品川区介護保険に関する条例施行規則 第2、3条

### (2) 委員構成

- ・委員数 70名以内  
保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成
- ・任期 2年

### (3) 審査会

- ・定数 1審査会につき 委員5名（有識者1、医療系2、福祉系2）
- ・合議体数 6

### (4) 認定申請受付数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
新規	3,137	2,919	3,221	3,164	3,120	2,825	2,387	2,572	2,833
更新	6,426	8,016	8,724	8,812	9,436	5,791	8,872	7,408	8,320
状態変更	330	517	610	723	769	949	1,278	1,238	1,390
合計	9,893	11,452	12,555	12,699	13,325	9,565	12,537	11,218	12,543

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (4-2月)
新規	2,979	3,341	3,397	3,554	3,573	3,288
更新	7,443	9,087	8,323	8,689	8,211	8,908
状態変更	1,623	1,841	1,947	2,090	2,233	2,067
合計	12,045	14,269	13,667	14,333	14,017	14,263

### (5) 審査件数

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
審査件数	9,631	11,211	12,250	12,255	12,855	9,611	12,053	10,791	11,690
審査会回数	136	175	202	204	206	177	216	197	214

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (4-2月)
審査件数	11,686	13,837	13,313	13,935	13,548	13,656
審査会回数	202	212	211	234	236	236

## 7. 地域密着型サービス運営委員会

### (1) 設置根拠

介護保険法 第42条の2第5項

品川区地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年4月制定）

### (2) 協議事項

- ①事業者の指定に関する事
- ②指定事業者に対する指導および監督等の結果に関する事
- ③その他、委員会の協議に付すことが必要と認められる事項

### (3) 委員構成（任期：2年）

氏名	役職
阿藤 敬子	元品川区介護・障害者福祉サービス向上委員会委員
黒川 昌廣	前品川区国際友好協会常務理事
戸谷 ますみ	第2有隣ホーム施設長、元東京家政大学教授
阿世知 堯	荏原第三地区民生委員協議会会長
木下 徹	品川区社会福祉協議会事務局長

### (4) 検討経過

		検討内容
24年度	第1回 (4/9)	・あいびーの家ふたば、大井林町倶楽部見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等
	第2回 (1/15)	・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準」等の条例制定について ・指定更新事業所について 等
25年度	第1回 (10/22)	・小規模多機能型居宅介護事業所の事業者変更について ・新規指定、指定更新事業所について 等
	第2回 (1/16)	・きらら品川荏原見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等
26年度	第1回 (5/21)	・けめともの家・品川八潮、おもてなし、大崎SC見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等
	第2回 (6/25)	・あんしんケアホーム小山見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等
	第3回 (11/12)	・杜松地域密着型多機能ホーム見学 ・新規指定、指定更新事業所について 等
	第4回 (1/16)	・carna五反田（グループホーム、小規模多機能）見学 ・新規指定事業所について 等

## 8. 特別養護老人ホーム入所調整基準

平成 26 年 11 月作成

区分	要介護度	年齢	介護期間	介護状況等
点数	30 点	20 点	20 点	30 点
配点 内容	①要介護 3 15 点 ②要介護 4 25 点 ③要介護 5 30 点	①75 歳以上～ 5 点 ②80 歳以上～ 10 点 ③85 歳以上～ 15 点 ③90 歳以上～ 20 点	① 6 ヶ月以上～1 年未満 5 点 ②1 年以上～2 年未満 10 点 ③2 年以上～5 年未満 15 点 ④5 年以上～ 20 点  ※注 1	(1)介護者が老年 (2)複数の人を介護 (3)介護者が就労中 (4)介護者が病弱等 (5)障害者(児)・乳幼児を養育しながら介護 (6)介護者がいないひとり暮らし (7)要介護 4 未満で認知症自立度がⅡb 以上 (8)その他  ※注 2、3

※注 1 「介護期間」は要介護 1 以上の状態から起算し、基準日までの介護期間とします。(入院・入所期間を含む)

※注 2 「介護状況等」は 1 項目 10 点とします。ただし、入院・入所中の方については(1)～(6)を各 5 点とします。

※注 3 「介護状況等」の加点は最大 3 項目、30 点までとします。

## 9. 品川区における介護保険と高齢者保健福祉サービス体系

＜公的介護保険・法定サービス＞		＜横出しサービス＞		＜高齢者福祉施策＞	
《施設サービス》  ① 特別養護老人ホーム  ② 老人保健施設  ③ 介護療養型医療施設	《在宅サービス》  ① 訪問介護 ② 訪問入浴 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護 ⑦ 通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活・療養介護 ⑨ 特定施設入居者生活介護 ⑩ 福祉用具貸与・購入費の支給 ⑪ 住宅改修費の支給  ・居宅介護支援(ケアマネジメント)	《介護予防サービス》  ① 介護予防訪問入浴 ② 介護予防訪問看護 ③ 介護予防訪問リハビリテーション ④ 介護予防居宅療養管理指導 ⑤ 介護予防通所リハビリテーション ⑥ 介護予防短期入所生活・療養介護 ⑦ 介護予防特定施設入居者生活介護 ⑧ 介護予防福祉用具貸与・購入費の支給 ⑨ 住宅改修費の支給  ・介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)  ※介護予防訪問介護 ※介護予防通所介護 品川区総合事業の予防訪問事業・予防通所事業に移行	《介護予防・日常生活支援総合事業》  ① 介護予防・生活支援サービス事業 ○訪問型サービス ・予防訪問事業 ・生活機能向上支援訪問事業 ・管理栄養士派遣による栄養改善事業 ○通所型サービス ・予防通所事業 ・はつらつ健康教室 ○介護予防支援事業(ケアマネジメント)  ② 一般介護予防事業 ○デイサービス活用型 ・身近でトレーニング ・マシンでトレーニング ・水中トレーニング ・予防ミニデイ ・配食サービス ○区民協働型 ・いきいき脳の健康教室 ・ふれあい健康塾 ・いきいき筋力向上トレーニング ・いきいきうんどう教室 ・シニアのための男の手料理教室 ・わくわくクッキング ・高齢者外出習慣化事業 ・健康やわら体操 ・しながわ出会いの湯 ・地域貢献ポイント事業  ③ 包括的支援事業・任意事業 ・医療連携の促進 ・介護保険給付適正化事業 ・在宅介護者研修・支援事業 ・住宅改修アドバイザー派遣事業 ・ALS患者コミュニケーション支援事業 ・認知症早期発見・早期診断推進事業	《市町村特別給付》  ■ 要支援者夜間対応サービス特別給付  ■ 通院等外出サービス特別給付 ① 要支援者通院介助サービス ② 要介護者病院内介助サービス  ■ 地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付	① 介護予防関連事業等 ・いきいき健康マージャン広場 ・いきいきカラオケ広場 ・高年者懇談会 ・ほっとサロン ・健康塾 ・健康学習・健康相談 など ② 安否確認 ・緊急通報システム ・徘徊高齢者探索システム ・地域見守り活動への助成 ・救急医療情報キットの販売 ・災害時要援護者名簿の作成 ・高齢者相談員 ③ 地域の支えあいサービス ・さわやかサービス ・支え愛・ほっとステーション ④ その他 ・住宅改修助成 ・訪問歯科診療 ・訪問理美容 ・敬老杖の支給 ・紙おむつの支給 ・入院中の紙おむつ代助成事業 ・車いす貸出 ・福祉タクシー ・かかりつけ医(歯科医)紹介窓口 など
	《地域密着型サービス》  ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 認知症対応型通所介護 ④ 小規模多機能型居宅介護 ⑤ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設	《地域密着型介護予防サービス》  ① 介護予防認知症対応型通所介護 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護 ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)			



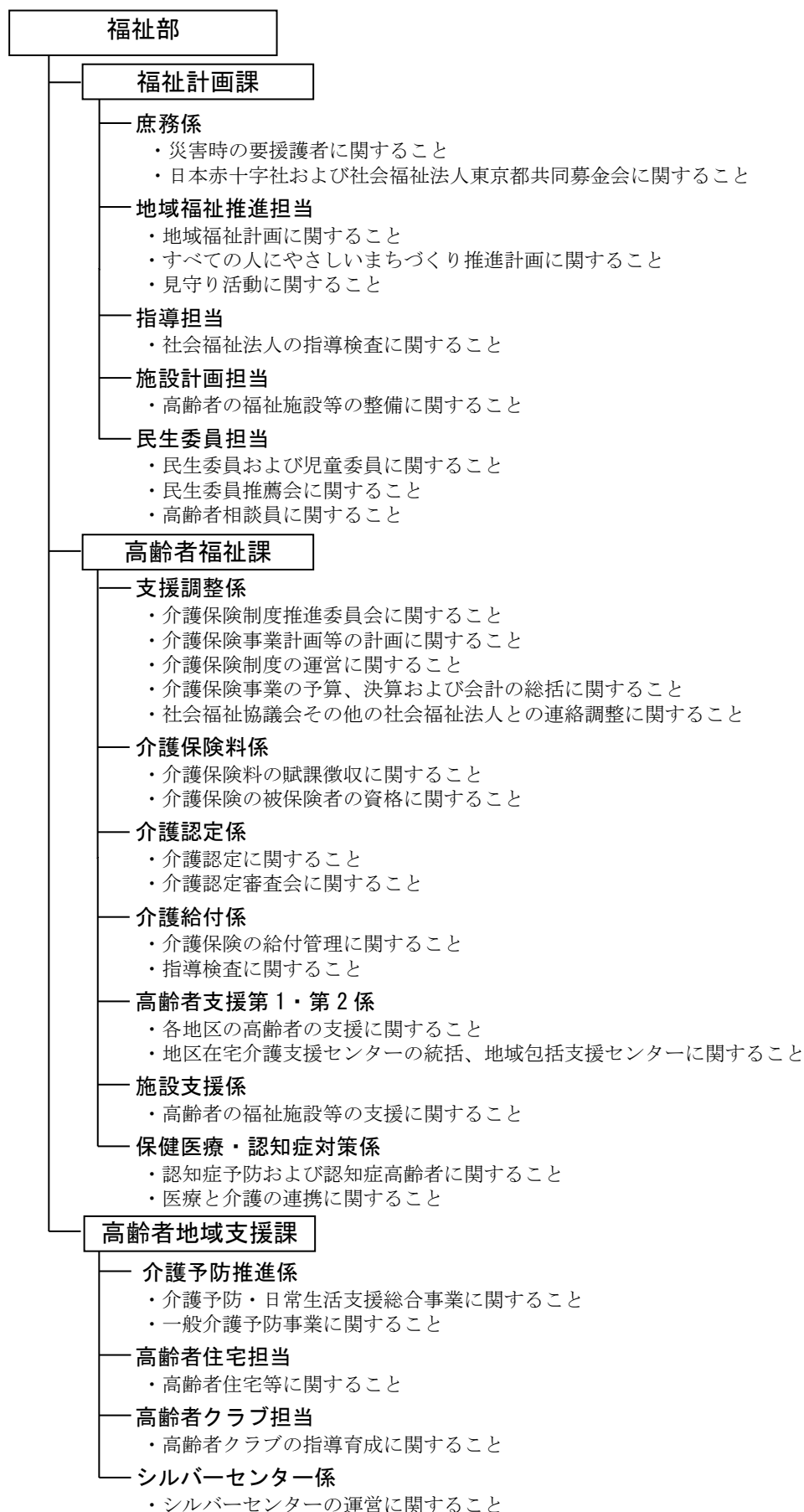
## 10. 品川区在宅介護支援センター一覧

品川区統括在宅 介護支援センター	高齢者福祉課	(品川区役所総合庁舎3階)
	高齢者支援第1係 5742-6729	品川・大崎・八潮地区
	高齢者支援第2係 5742-6730	大井・荏原地区

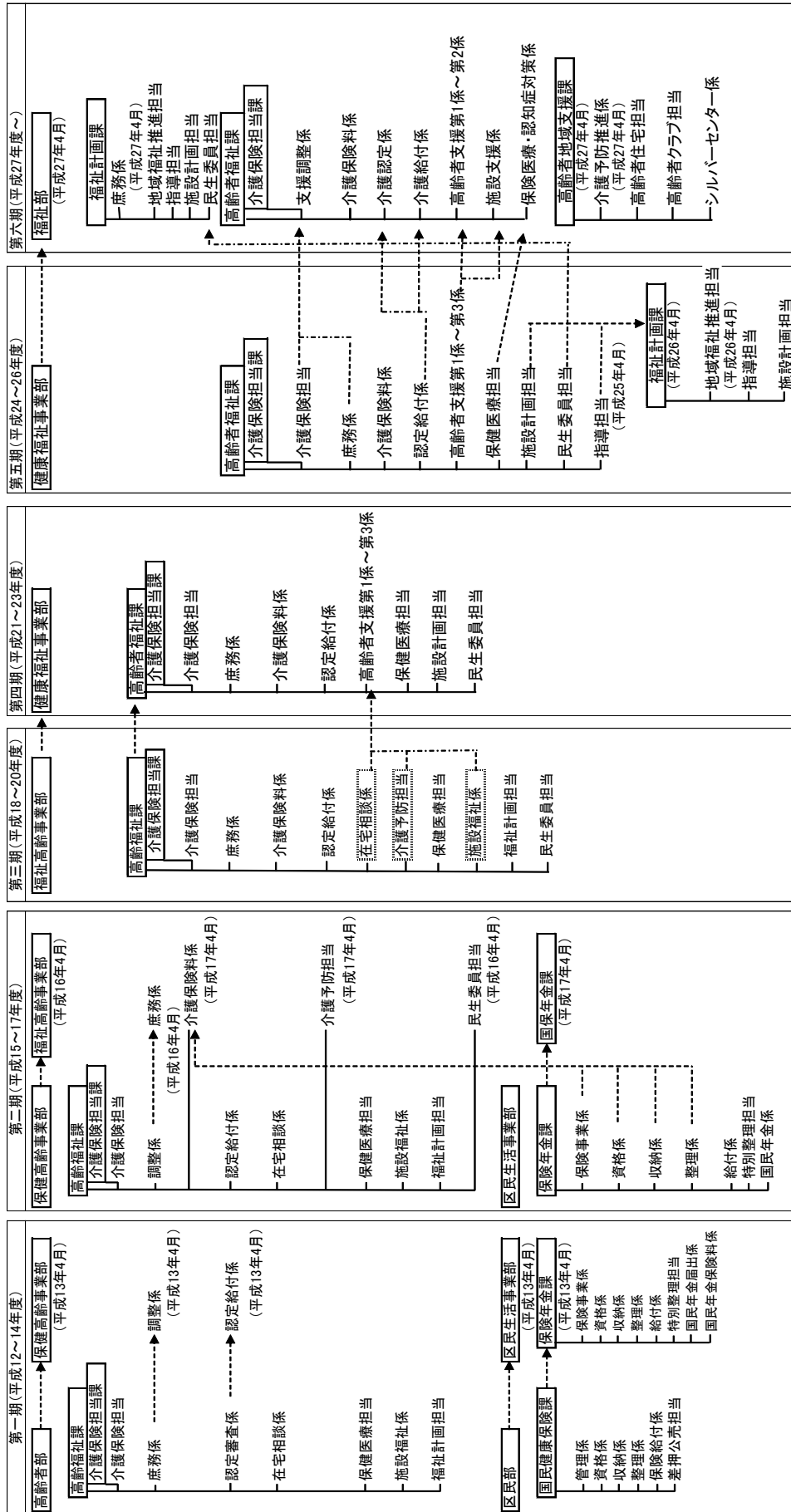
地区・支援センター名		所在地/電話	担当地区	地域センター	
品川地区	高齢者支援第1係	台場	北品川 3-11-16 Tel.5479-8593	北品川、東品川 1・2・5	品川第一
		東品川	東品川 3-1-5 Tel.5479-2793	東品川 3(1~9)、 南品川 1・2・4・5(1~9)・6	品川第二
東品川第二		東品川 3-27-25 Tel.5783-2656	東品川 3(10~32)・4、 南品川 3・5(10~16)		
大崎地区	高齢者支援第1係	上大崎	上大崎 1-3-12 Tel.3473-1831	上大崎、東五反田	大崎第一
		西五反田	西五反田 3-6-6 Tel.5740-6115	西五反田	
大崎		大崎 2-11-1 Tel.3779-2981	西品川、大崎	大崎第二	
大井・八潮地区	高齢者支援第1係	八潮	八潮 5-10-27 Tel.3790-0470	八潮	八潮
		南大井	南大井 4-19-3 Tel.5753-3902	南大井	大井第一
南大井第二		東大井 4-9-1 Tel.5495-7083	東大井、勝島		
大井西地区	高齢者支援第1係	大井	大井 4-14-8 Tel.5742-2723	大井 1・4・6、広町	大井第二
		大井第二	大井 3-15-7 Tel.5743-2943	大井 2・3・5・7	
		西大井	西大井 2-4-4 Tel.5743-6120	西大井	大井第三
荏原西地区	高齢者支援第2係	荏原	荏原 2-9-6 Tel.5750-3704	小山 4・5、荏原 1~4	荏原第一
		小山台	小山台 1-4-1 Tel.5794-8511	小山台、小山 1~3	
		小山	小山 7-14-18 Tel.5749-7288	小山 6・7、荏原 5~7、 旗の台 1・2・5 (1~5、13~20)・6	荏原第二
荏原東地区	高齢者支援第2係	成幸	中延 1-8-7 Tel.3787-7493	中延 1・2、東中延 1、戸越 5、 西中延 1・2、平塚	荏原第三
		中延	中延 6-8-8 Tel.3787-2167	中延 3~6、東中延 2、西中延 3、 旗の台 3~5 (6~12、21~28)	荏原第四
		中延第二	中延 6-5-19 Tel.5749-2531	戸越 6、豊町 6、二葉 4	
		戸越台	戸越 1-15-23 Tel.5750-1053	豊町 1、戸越 1~4	荏原第五
		杜松	豊町 4-24-15 Tel.5750-7707	二葉 1~3、豊町 2~5	

## 11. 介護保険制度担当組織

(平成 27 年 4 月～)



## 12. 介護保険制度担当組織の変遷



### 13. 品川区介護保険制度に関する条例（抜粋）

	平成 12 年 3 月 28 日 条例第 19 号
改正	平成 13 年 3 月 30 日 条例第 25 号
	平成 15 年 3 月 31 日 条例第 11 号
	平成 18 年 3 月 31 日 条例第 18 号
	平成 20 年 3 月 31 日 条例第 9 号
	平成 21 年 3 月 31 日 条例第 17 号
	平成 24 年 3 月 26 日 条例第 14 号
	平成 27 年 3 月 31 日 条例第 19 号

#### 目次

第 1 章	総則（第 1 条—第 5 条）
第 2 章	制度運営の仕組み（第 6 条—第 10 条）
第 3 章	保険給付および保険料（第 11 条—第 23 条）
第 4 章	補則（第 24 条）
第 5 章	罰則（第 25 条—第 27 条） 付則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、高齢者が住み慣れた家庭および地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度を総合的に推進するため必要な事項を規定し、もって区民が安心して高齢期を送ることのできる地域社会を創造することを目的とする。

##### （制度運営の原則）

第 2 条 介護保険制度は、次に掲げる原則に基づいて運営するものとする。

- （1）介護を要する高齢者等の自立の支援およびその家族の支援を目指すこと。
- （2）介護サービス利用者の意思および選択が尊重されること。
- （3）高齢者等の心身の能力の維持向上とその機能の低下の予防を重視すること。
- （4）保健、福祉および医療の連携により、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されること。
- （5）高齢者等が可能な限り自宅で生活を送ることができるための支援を重視すること。
- （6）保険財政の健全な運営を行うとともに、制度の公平かつ公正な運営を図ること。
- （7）地域における住民相互の支援活動との連携が図られること。

##### （区の責務）

第 3 条 区は、介護に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 区は、保険者として介護保険事業を健全に運営するとともに、介護サービスの事業基盤の整備および介護サービス事業者間の調整等を行うため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 区は、介護保険制度に関する広報および利用者に対する必要な情報の提供に努めなければならない。

##### （介護サービス事業者の責務）

第 4 条 介護サービス事業者は、保険者である区等と協働して、自ら提供する介護サービスの質の向上を図り、事業の適正な運営に努めなければならない。

- 2 介護サービス事業者は、介護サービスの提供に当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - （1）利用者およびその家族に対して、適切な相談および助言を行い、介護サービスの内容について理解しやすいように説明して、明確な同意を得ること。
  - （2）利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、目標を設定し、計画的な介護サービスの提供を行うこと。
  - （3）利用者からの苦情に対しては、これに誠実に対応するとともに、介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

##### （区民の責務）

第 5 条 区民は、常に健康の維持に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な介護サービスを利用することにより、その能力の維持向上に努めるものとする。

- 2 区民は、保険料の負担ならびに地域における相互の支援活動および介護保険制度運営に対

する主体的な参加を通して、制度の健全な運営および発展に寄与するよう努めるものとする。

## 第2章 制度運営の仕組み

(在宅介護の支援体制の整備)

第6条 区は、各地域の在宅介護支援センターを中心として、介護を要する高齢者等に対する在宅介護に係る相談および支援の体制を整備するものとする。

(認知症高齢者等の権利擁護)

第7条 区は、認知症高齢者等の判断能力の十分でない者であっても、必要な介護サービスが適切に利用できるよう、介護サービス利用者を支援する権利擁護の体制の整備およびその適切な運営に努めなければならない。

(介護サービスの質の向上)

第8条 区は、介護サービスの利用に係る意見、要望および苦情に対して的確に対応するとともに、介護サービスの質の向上が図られるよう必要な体制を整備しなければならない。

(介護認定審査会の委員の定数)

第9条 品川区介護認定審査会の委員の定数は、70人以内とする。

(品川区介護保険制度推進委員会)

第10条 介護保険事業の実施状況を把握し、その評価を行うことにより、事業運営の透明性を確保し、区における介護保険制度の円滑かつ公正な運営を図るため、区長の附属機関として品川区介護保険制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会は、介護保険事業計画およびその他介護保険制度の施策について審議し、区長に意見を述べることができる。

3 推進委員会は、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 保険給付および保険料

(居宅介護サービス費等に係る種類支給限度基準額)

第11条 居宅サービスの公平かつ適正な利用を図るため、訪問介護、訪問看護および訪問入浴介護に関し特に必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第43条第4項の居宅介護サービス費等種類支給限度基準額を、規則で定めることができる。

(特別給付)

第12条 区は、居宅要介護被保険者および居宅要支援被保険者に対し、法第62条に規定する特別給付として、次の各号に掲げる特別給付を行う。

(1) 要支援者夜間対応サービス特別給付

(2) 通院等外出介助サービス特別給付

(3) 地域密着型ケアハウスサービス提供費特別給付

2 前項に規定する特別給付に係る給付内容、事業者の指定、利用者負担額等事業の実施に関し必要な事項について、区長は、推進委員会への諮問を経て規則で定める。

(保険料率)

第13条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号イ、ロに掲げる者 2万8,620円

(2) 令第39条第1項第1号ハ、ニに掲げる者 2万8,620円

(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万4,980円

(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万4,520円

(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万4,060円

(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万3,600円

(7) 次のいずれかに該当する者 6万6,780円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 7万6,320円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 8万9,040円
- ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 10万4,940円
- ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 12万4,020円
- ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 13万6,740円
- ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 14万9,460円
- ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)
- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 17万8,080円
- 第15条 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を取得した場合における当該第一号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第一号被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、第一号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者および同号イ(1)に係る者を除く。)、ロもしくはニもしくは第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロまたは第13条第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、もしくは第13号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同条第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額との合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 前条第4項の規定は、第1項から第3項までの規定による保険料の賦課について準用する。(普通徴収の特例)
- 第16条 保険料の算定の基礎に用いる当該年度分の特別区民税(以下「区民税」という。)の課税非課税の別または合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料を確定することができない場合においては、その確定する日までの間に限り、当該第一号被保険者について、その者の前年度分の区民税の課税非課税の別および合計所得金額ならびにその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者(以下「世帯員」という。)の前年度分の区民税の

課税非課税の別を基に第 13 条の規定により区分し、その者の区分に応じた当該各号の額を 12 で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

第 17 条から第 21 条（略）

（保険料の減免）

第 22 条 区長は、前条第 1 項各号に掲げる事由により生活が著しく困難となった者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、または免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、区長は、特別の事由があると認める者に対し、規則で定めるところにより、保険料を減額することができる。

3 前 2 項の規定により保険料の減額または免除を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に当該減額または免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

（1）被保険者および主たる生計維持者の氏名および住所

（2）納期限および保険料の額

（3）減額または免除を受けようとする理由

4 第 1 項および第 2 項の規定により保険料の減額または免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

第 23 条から第 27 条（略）

付 則

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の品川区介護保険制度に関する条例第 13 条および第 15 条第 3 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## <条例改正の経緯>

### ■平成 13 年 3 月 30 日条例第 25 号による改正

○第 22 条において、第 1 号被保険者のうち一定の要件を満たす者の保険料を減額する規定を設けた。

○改正の趣旨 生活保護は受けてはいないが、保護世帯に近い状況にある者の負担軽減を図るため、保険料を第 2 段階から第 1 段階に減額措置することとした。

なお、この改正は平成 13 年 7 月規則第 73 号により、平成 13 年 10 月 1 日から適用することとした。

### ■平成 15 年 3 月 31 日条例第 11 号による改正

○第 12 条において、市町村特別給付の実施および実施のための手続きについて規定した。

○第 13 条において、平成 15 年度から平成 17 年度までの第 1 号被保険者の保険料を第一期と同額とすることを定めた。

○また、第 13 条第 2 項として、平成 15 年度から平成 17 年度までの保険料の第 3 段階と第 4 段階の境界基準所得金額を 250 万円とすることを追加した。

これは、国が境界基準所得金額を 200 万円とする介護保険法施行令の改正を行ったことに対して、品川区では、改正前 250 万円で保険料の各段階の構成比率および第 1・2 段階と第 4・5 段階の収納額のバランスがとれていることから、国との相違を規定したものである。

### ■平成 18 年 3 月 31 日条例第 18 号による改正

○第 13 条において、平成 18 年度から平成 20 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定めた。

○第 13 条第 2 項に規定する 6 段階の保険料率の第 5 段階と第 6 段階の境界である基準所得金額を、国の基準の 200 万円とするため規定を削除した。

○付則において、平成 17 年度税制改正により保険料段階が上がる被保険者に対して、経過措置を講じるための規定を定めた。

○条例第 11 条に規定する居宅介護サービスにかかる種類ごとの支給限度基準額の規定について、介護予防サービスの規定を削除した。

○その他介護保険法の改正に伴い必要となる文言および引用条文の修正を行った。

- 平成 20 年 3 月 31 日条例第 9 号による改正
  - 付則において、平成 17 年税制改正の影響を受ける第 1 号被保険者に対する介護保険料の経過措置について平成 20 年度の延長について規定した。
- 平成 21 年 3 月 31 日条例第 17 号による改正
  - 第 12 条において、市町村特別給付として新たに実施する事業を規定した。
  - 第 13 条において、平成 21 年度から平成 23 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料段階の多段階化を図り 6 段階から 9 段階へと変更した。
  - 介護保険施行令の改正に伴い、第三期における第 4 段階内の住民税合計課税所得額および公的年金収入の合計額が 80 万円以下の者について新たに保険料率の軽減を図り、第 5 段階を基準額として設定した。
- 平成 24 年 3 月 26 日条例第 14 号による改正
  - 第 9 条において介護認定審査会の委員定数を 50 人から 70 人に変更した。
  - 第 13 条において平成 24 年度から平成 26 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料率段階について、所得の低い層に配慮した負担になるよう第 3 段階を 2 段階に分けるとともに、上位の段階を細分化し能力に応じた負担になるよう、全 13 段階を規定した。
  - 条例第 13 条に規定する第 7 段階と第 8 段階の境界基準所得を 200 万円から国の基準である 190 万円とした。
- 平成 27 年 3 月 31 日条例第 19 号による改正
  - 第 12 条においてリハビリサービス特別給付を廃止した（地域支援事業へ移行）。
  - 第 13 条において平成 27 年度から平成 29 年度までの第 1 号被保険者の保険料を定め、保険料率段階について、上位の段階を細分化し能力に応じた負担になるよう、全 14 段階を規定した。
  - 条例第 13 条に規定する第 7 段階と第 8 段階の境界基準所得を 125 万円から国の基準である 120 万円とし、同様に第 9 段階と第 10 段階の境界基準所得を 300 万円から 290 万円とした。





# 第六期品川区介護保険事業計画

## いきいき計画 21

平成 27 年 4 月

発行：品川区福祉部高齢者福祉課

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

TEL. 03-5742-6728（直通）

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>